来年4月からの

保育所等利用申し込み



229-3167 問い合わせ 子育て推進課 **229-3451**

10月3日月~31日月

来年4月1日に保育所等の利用を開始したい人 の申し込み受け付けを開始します。

※4月1日より後に利用開始を希望する場合は、 利用希望開始日の2カ月前から受け付けします。

保育所等とは

児童の保護者が働いている場合や、病気などの ため保育が必要と認められる場合に、保護者に代 わって保育を行う施設です。

保育所等には、保育所、保育 を提供する認定こども園、地 域型保育事業があります。



••・利用申し込みするためには

支給認定の申請

保育所等を利用する場合は、2号認定または3 号認定の「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定区分の種類

支給認定の区分は、保育の必要性や年齢によっ て次のとおり分かれます。

認知	定区分	対象となる児童	利用先
1 5	号認定	満3歳以上で就学前の児 童(2号認定を除く)	市立幼稚園、認定こども 園(教育的利用)
25	号認定	満3歳以上で保護者の就 労や疾病等により保育を 必要とする児童	保育所、認定こども園(保 育的利用)
3+	号認定	満3歳未満で保護者の就 労や疾病等により保育を 必要とする児童	保育所、認定こども園(保育的利用)、地域型保育事業

保育必要量と保育利用時間

2号認定または3号認定を受けた場合、保育を 必要とする事由や内容に応じて「保育必要量」が 認定されます。認定された「保育必要量」によっ て、保育所等を利用できる時間が変わります。

保育必要量	利用可能時間(1日当たり)	認定条件の例
保育標準時間	必要に応じて最長11時間 (おおむね7時30分~18時) ※保育所等により異なり ます。	月120時間以上の就労または介護・看護、就学、妊娠・出産、障がい・疾病、災害復旧により保育が必要と認められる場合
保育 短時間	必要に応じて最長8時間(8時30分~16時30分)	月120時間未満の就労または介護・看護、就学、求職活動、育児休業取得により保育が必要と認められる場合

提出書類と申し込み方法

提出書類

- 支給認定申請書
- 就労証明書など保育の必要性を確認するための 書類(右ページ表参照)
- ●保育所等利用申込書(続紙も含む)
- 意見書(支給認定を希望する子どもに障がいが あるなど配慮が必要な場合のみ)
- 平成28年1月1日現在に居住していた市町村 が発行する平成28年度所得課税証明書(平成28

年1月2日以降に津市に転入した人のみ)

申し込み

子育て推進課または各総合支所市民福祉課(福 祉課)、各保育所等で配布する申込書類に必要事項 を記入し提出

提出先

子育て推進課・各 総合支所市民福祉課 (福祉課)·各保育所等



・・・・利用までのスケジュー」

9月 申込書類の配布

10月 保育所等利用申し込み、支給認定申請の受け付け

11月 保育所等利用に当たっての面接(日時と実施場所は、申込書類受け付け時に お知らせします)

3月 保育所等利用決定のお知らせ、利用開始に伴う各保育所等での説明会

